

テレビディレクターの著作権意識についての報告（1） ～テレビディレクター 50 人への調査結果から～

Report on Copyright Awareness of Television Directors (1)
～ Survey with 50 Television Directors ～

竹林紀雄¹
Norio Takebayashi

Abstract

Copyright as a property right is entitled to those who created the materials. However, the copyrights of television programs are owned by organizations such as television stations, not by people, except for some writers and composers. While staff with professional skills are involved in the production of TV programs, directors are in charge of the most creative work that affects the performance of the programs. The number of directors of TV programs who participated in this survey was small and it took time to collect samples. It was revealed that about 70% of the participants considered that copyrights should be entitled to the people who directed the programs. The technical environment of TV is changing drastically with the influence of digitization and ultra-high definition of 4K and 8K. Reconsidering the rights of TV directors, who create the tone of programs, will increase their motivation. It will become the driving force to enrich television culture.

1. 問題の所在—テレビ番組を「創作する者」は誰なのか。

1-1 背景にあるもの

近年、ブロードバンドの進化やスマートフォンの普及などを背景に、映像コンテンツの視聴形態が多様化している。これに対応して、2011年にHulu、2015年にはNetflix、Amazonプライムビデオ、dTV、そして2016年にDAZN（ダ・ゾーン）等、映像コンテンツを提供する様々なプラットフォームが登場。動画配信市場が活況を呈すると共に、市場規模もこの10年間で四倍弱と急拡大してきた²。一方で、新規参入の

プラットフォームでは、提供する映像コンテンツが恒常的に不足している。このようななかで、映像コンテンツの約6割を占める放送コンテンツの再利用といった「放送番組の流通」に関心が集まるのは自然の流れであろう³。

実際、NHKや民放キー局は日々、多くのテレビ番組を制作し、膨大な放送コンテンツを保存している。このようなテレビ番組のコンテンツ流通に関心を寄せるのは、新しいプラットフォームの事業者だけではない。新しいビジネスモデルを模索し続けてきた放送事業者（テレビ局）においても新たなビジネスチャンスとしてとらえているのである。筆者がプロデュースと

¹ 文教大学情報学部教授

² 一般財団法人デジタルコンテンツ協会『デジタルコンテンツ白書2016』に掲載の「動画（ネットワーク配信売上）の推移」より、2006年は368億円、2015年は1,397億円

³ 情報通信審議会 情報通信政策部会 放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会 中間報告書（案）2016年10月19日付け諮問第24号

演出を担当したフジテレビのテレビ番組『ザ・ノンフィクション／せいらの結婚』（2016年3月14日放送）も2017年8月29日からフジテレビの動画配信サービス「FODプレミアム」で配信されるようになった。



『ザ・ノンフィクション／せいらの結婚』

フジテレビ、2016年3月14日放送

テレビ番組が放送のみならず新たな環境で映像コンテンツとして再利用されることへの関心が高まるなかで、放送コンテンツの流通に関わる問題が浮かび上がってきた。それは放送コンテンツを配信するための権利処理の難しさである。つまり誰の許諾を得ればいいのか、言い換えれば、放送コンテンツの使用許諾権、いわば著作権を誰が有するのかということである。

1-2 「創作した者」は誰なのか

人の思想や感情を作品として表現したものが著作物であり、著作物を「創作した者」が著作者である。この著作者に法が与えた権利を「著作権」と言う。著作権制度は、著作者の努力に報いる創作へのインセンティブと言えよう。

では、テレビ番組を「創作する者」はいったい誰なのか。出演者はもちろん多くの職能をもったスタッフが制作に関わるテレビ番組だ

が、構想や企画の段階から番組を仕上げるまで関わっているのは、多くの場合、ディレクター⁴とプロデューサーである。なかでも演出という業務を担うディレクターは、台本に書かれた内容を具体的に見える形にするという、創造的な作業を指揮する立場である。また構成作家が行う台本制作の作業もディレクターが関与するケースが多い。

先述した『ザ・ノンフィクション／せいらの結婚』の制作において、筆者はプロデューサーとしてこの企画を立案し、またディレクター（演出、PD）として、沖縄県の現場に2年以上通い、撮影した映像素材を構成や編集⁵することでドキュメンタリー作品にまとめた。しかし、すべてのディレクターがそうであるように、「人」としての筆者には著作権はもちろん何らの知的財産権は与えられないのである。

テレビ番組の著作権は、番組のエンドロールで製作（or 制作）・著作としてテレビ局の名前が表示されるように、ディレクターといった「人」ではなく、放送事業者としての「法人」（テレビ局）が著作権を持つ。さらに言えば、テレビ局が組織としての能力を発揮して制作に取り組む報道番組や情報番組をのぞき、テレビ番組制作の主力は外部の番組制作会社が担っているにも関わらず、著作権を持つのは制作会社ではなくテレビ局である（例外については後述する）。

1-3 「法人著作」の複雑化と権利の多様化

著作権法上⁶では、いくつかの必要手続きを付加しつつも、業務に従事した者、つまりディレクターが行った著作は、職務上のものであり（職務著作）、その法人が著作者となることを原則としている。いわゆる「法人著作」の規定で

⁴ 本稿でいうディレクターとは、テレビ番組の演出を主導する「演出」や「PD（プログラムディレクター）」と呼ばれる一つの番組に一人しかいない本来の意味での番組を演出するディレクターを意味する。

⁵ この作品の撮影は加藤正純氏と筆者が行い、オフライン編集は目見田健氏が行った。

⁶ 著作権法第15条第1項（職務上作成する著作物の著作者）

⁷ 著作権法第15条第1項

表1 番組ジャンルと権利の有無

	原作※文芸	脚本・構成	音楽 ※作詞、作曲	既存の音源 ※ CD、実演	出演者 ※実演
ドラマ	◎	◎	◎	○	◎
バラエティ		◎	◎	△	◎
音楽		◎	◎	△	◎
ドキュメンタリー、報道			○	○	△

◎：ほとんどの番組で権利（者）あり ○：多くの番組で権利（者）あり △：番組によっては権利（者）あり

ある⁷。この法人とは放送事業者ということになる。それは、放送事業者が制作に取り組む従業員を雇用し、番組を製作しているからに他ならないが、時代の流れと共に、インハウスではなくアウトソーシングによって番組制作が支えられている現状を考えれば、この法人のとらえ方も難解となっている。さらに放送コンテンツには、法人だけでなく著作権上の権利を認められた権利者が多く存在するということが権利の問題を複雑化している。テレビ番組の権利はジャンルによって異なるが、例えば、ドラマ番組で言えば、原作者、脚本家、作詞家、作曲家、出演者（実演家）等である。この権利の種類もその番組のジャンルや性質により多様である。今回は、調査対象者の属性からドラマ以外のノンフィクション系番組⁸に軸足を置いたため、ドラマ番組については本稿で詳しく述べることは出来ないが、権利はノンフィクション系番組よりも複雑化する。テレビ局が制作したものは放送番組としてのものであり、その権利はテレビ局にあるが外部の制作会社がテレビ放送用に制作したドラマ番組（かつてのテレビ映画を含む）については映画に近いものとなる。さらに、ATP（全日本テレビ番組製作社連盟）に加盟しているかどうか、テレビ局との契約等によっ

て権利は多様化、複雑化する。また、ドラマ番組の場合、ディレクター自身が有する権利もテレビ局や制作会社の従業員であるのかフリーランスであるのかで大きく異なるのである。

著作権をもつ放送事業者であっても、放送コンテンツを配信するには新たな使用についての権利処理が必要であり、それは、他のコンテンツとは比較にならないほど複雑なのである。

ただし、この問題への関心が高まるなか、あらためて考えたいのは、このような現状を現場で「著作」を行うディレクターはどのようにとらえているかということである。

今回は、民放キー局やNHKのテレビ番組で「創作業務」に携わる50人のディレクターたちの自らの著作権や知的所有権についての意識や見解を報告する。

2. テレビディレクターの仕事と著作権の帰属

2-1 映像コンテンツを「著作」することとは

著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸・学術・美術、あるいは音楽の範囲に属するものである。こういった著作物には、これを創作した者、いわゆる著作権者は著作権法によりその権利である著作権が認め

⁸ ドラマ番組ように虚構ではなく、現実に立脚した番組。ドキュメンタリー番組、情報番組、バラエティ番組、ニュース番組、スポーツ番組、教育番組等である。

られている。この著作権は自然人（生存の権利を持つ人間）の原始的権利である。例えば音楽でいえば、作詞家、作曲家。出版でいえば小説家、エッセイスト、そして漫画家などが著作権をもつことになる。ただし、先述した通り映像コンテンツにおいては、著作権をもつのは法人であり、テレビ番組の場合も自然人であるディレクターにはその権利はない。映画における映画監督も同じである。

今回は、テレビ番組に軸足を置いた著作権についての報告だが、テレビ番組に限らず映画やその他の映像コンテンツ等における著作の権利は、大きく二つにわけて考えられる。一つは財産権としての著作権であり、狭義においては、これを著作権という。もう一つは人格権としての著作権であり、著作者人格権と呼ばれる。

最初の財産権としての著作権については、法的に財産として譲渡することができるものと解釈され、これを創作した者がその創作物を売る権利を持つことになる。もう一つの著作者人格権は、財産としての狭義の著作権と違い、相続も含めて他人に譲渡できない、ものである。

著作者人格権は、著作物が創作されたと同時に、例外なく著作者が持つ権利で、著作者が生存する限り保有するものである。そして、この著作者人格権には、公表権、氏名表示権、同一性保持権、の三つがある。

公表権とは、自分の作品、つまり著作物を公表するかしないか。公表する場合も時期と方法を定めることができる権利である。これはまた意に反して無断で公表されないための権利でもある。

氏名表示権とは、著作物を公表する際に、著作者名を表示するかしないかを定めることができる権利である。さらに、本名を表示するのか。あるいはペンネームを使用するのかといったこ

とを決めることもできる。

そして著作者人格権のなかで特に重要なのが同一性保持権である。これは、著作者の意に反して著作物の内容やタイトルの改変、削除等をされない権利である。なかでもデジタル技術で制作される映像コンテンツの場合は、劣化させずに簡単に改変や削除が出来るため、近年においては特に重要な権利である。

ただし、この著作者人格権も放送コンテンツの場合は職務著作であり、その著作権は基本的には法人である放送事業者が有することになる。したがって、自然人、つまり人としてのディレクターにはその権利はないのである。

2-2 テレビ番組の著作権帰属について

テレビ番組の流通や制作システムは映画と異なるが、著作権法上は「映画の著作物⁹」として取り扱われる。映画の著作物の著作者は、「制作、監督、演出、撮影、美術等を担当して、その映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者¹⁰」とされている。また、映画の著作物の著作権については、「その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加していることを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する¹¹」ものとされている。なお、映画の著作物を制作するに当たって用いられた原作である小説、脚本、音楽等の著作物の著作者は、映画の著作物そのものの著作者とはならないが、それぞれの著作物の著作権について著作権法において取り扱われる。

このなかで映画製作者は、「映画の著作物の製作に発意と責任を有する者¹²」とされるが、テレビ番組の場合、それがテレビ局となるのかテレビ番組制作会社になるのかは、本来であれば個々の事案ごとに制作の実態を踏まえて判断されるべきであるが、現実的にはテレビ局が映

⁹ 著作権法第2条第3項

¹⁰ 著作権法第16条

¹¹ 著作権法第29条

¹² 著作権法第2条第1項第10号

画製作会社となり、テレビ局に著作権が帰属するケースがほとんどである。ただし、テレビ番組制作会社が映画製作者として発意と責任を有し、テレビ局と共にテレビ番組制作会社に著作権が帰属する場合もある。この場合、エンドロールで「制作 (or 製作)・著作」として制作会社名が表示される。ただし、テレビ局と共に著作権をもつのは、有力な番組制作会社が数多く加盟している ATP (全日本テレビ番組製作社連盟) が完パケ納品した場合か、テレビ局と同じ資本系列の関連会社である番組制作会社である場合が多い。

3. 調査の概要

3-1 調査方法について

調査対象としたのは、知名度の高い全国ネットのテレビ番組を主導するディレクターである。時間はかかったが演出やプログラムディレクターを揃えることができた。内訳は、テレビ局社員や番組制作会社の経営者や社員、さらにフリーランスのディレクター達である。なお、長年、ディレクターとして仕事に取り組んできて、現在はレギュラー番組等でプロデューサーを担当しているが、作品性の高い単発番組では演出を務めるなどの方もサンプルに含めた。本アンケート調査はサンプル 100 名を目標として 2014 年 6 月に開始したが、もともと「全国ネットのテレビ番組の現役テレビディレクター」の総数が少ないこともあり、想定外の時間を要する作業となった。このため 50 名の調査を終えた 2017 年 7 月をもって終了とした。

3-2 調査対象者の属性

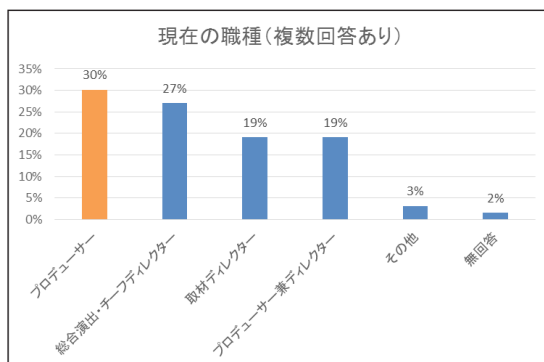
調査対象者の属性を把握するために以下の以下の 7 つ質問を行い、集計した。

【質問 1】現在の職種は？※複数回答可

- 総合演出・チーフディレクター
- 取材ディレクター
- プロデューサー

- プロデューサー兼ディレクター
- その他

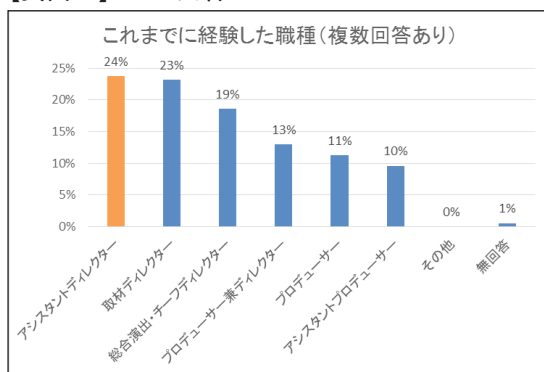
【質問 1】への回答



【質問 2】これまでに経験した職種※複数回答可

- 総合演出・チーフディレクター
- 取材ディレクター
- プロデューサー
- プロデューサー兼ディレクター
- アシスタントプロデューサー
- アシスタントディレクター
- その他

【質問 2】への回答

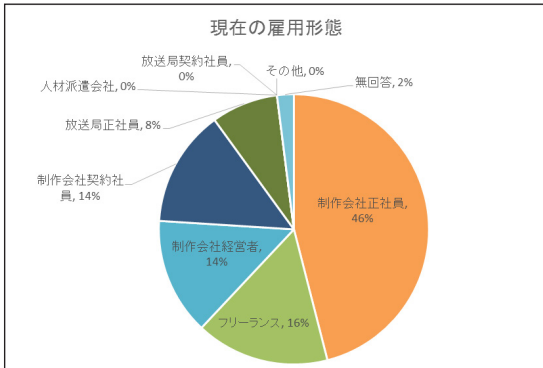


【質問 3】現在の雇用形態

- 放送局正社員
- 放送局契約社員
- 制作会社経営者
- 制作会社正社員

- () 制作会社契約社員
- () フリーランス
- () 人材派遣会社
- () その他

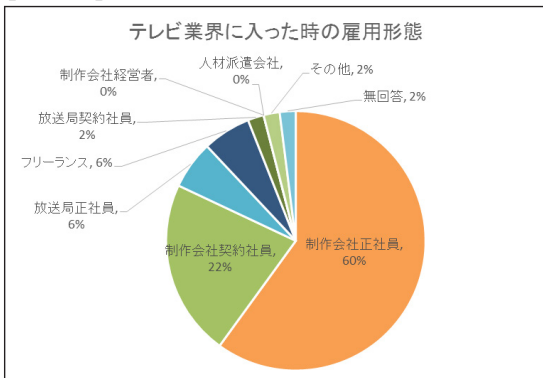
【質問3】への回答



【質問4】テレビ業界に入った時の雇用形態

- () 放送局正社員
- () 制作会社経営者
- () 放送局契約社員
- () 制作会社正社員
- () 制作会社契約社員
- () フリーランス
- () 人材派遣会社
- () その他

【質問4】への回答

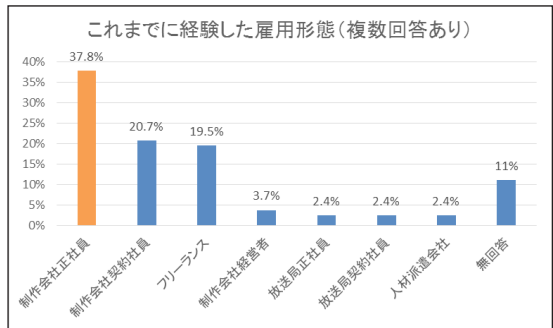


【質問5】これまでに経験した雇用形態※複数回答可

- () 放送局正社員

- () 放送局契約社員
- () 制作会社経営者
- () 制作会社正社員
- () 制作会社契約社員
- () フリーランス
- () 人材派遣会社
- () その他

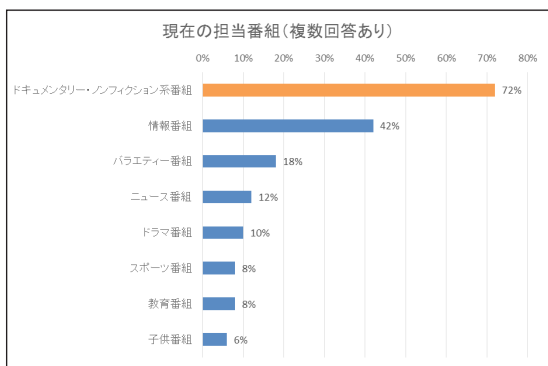
【質問5】への回答



【質問6】現在の担当番組 ※複数回答可

- () ドキュメンタリー・ノンフィクション系番組
- () ニュース番組
- () 情報番組
- () バラエティー番組
- () ドラマ番組
- () スポーツ番組
- () 子供番組
- () 教育番組
- () その他

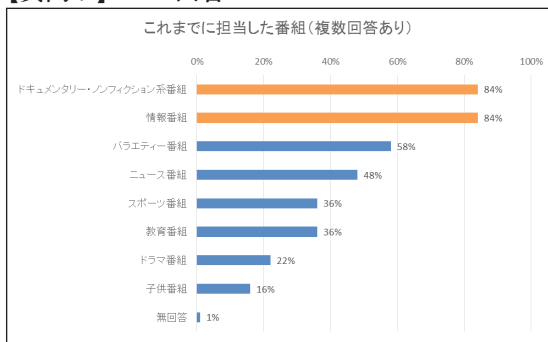
【質問6】への回答



【質問7】 これまでに担当した番組 ※複数回答可

- () ドキュメンタリー・ノンフィクション系番組
- () ニュース番組
- () 情報番組
- () バラエティー番組
- () ドラマ番組
- () スポーツ番組
- () 子供番組
- () 教育番組
- () その他

【質問7】 への回答



4. 調査結果にみるディレクターの著作権意識

4-1 調査設計

【調査目的】 …ディレクターが担当番組の著作

権において自分自身の権利をどのようにとらえているかを把握すること

【調査対象者】 …全国ネットのテレビ番組の現役のディレクター 50名

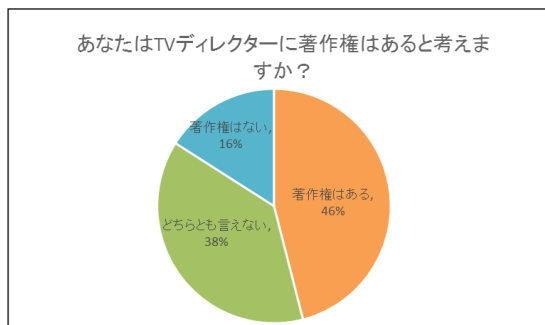
【調査期間】 …2014年6月～2017年7月

【調査に用いた質問】

- (1) ディレクターは、表現物としてのテレビ番組において、知的所有権は何ら有していません。あなたはディレクターに著作権はありますか？
() 著作権はある () 著作権はない () どちらとも言えない。
- (2) 可能であれば、お考えを具体的に記述してください。

4-2 調査結果

① 【調査に用いた質問(1)】 への回答



② 【調査に用いた質問(2)】 への回答

②-1 「著作権はある」と考えるディレクターの見解

②-1-1

「極論を言う、作品はディレクターのものであるべきだと思います。その分全責任をおうべきだと思います。なかなか難しいですが。」(No1、37歳、女性、職歴14年)

②-1-2

「総合演出を担当したディレクター、もしくは制作プロダクションに、少なくとも一部の著作権はあります。日本の放

送は、著作権について、放送局側の権利が大きすぎると思いますし、放送権と著作権が混同されていると、個人的には思っています。現在の放送の現場で、NHK、民放を問わず、実際に制作をしているのはプロダクションのスタッフがほとんどです。彼らが作っているわけですから、他媒体（映画、紙媒体）での著作権の扱いを考えても、制作サイドに著作権は付与されるべきじゃないでしょうか？基本的には、制作全体の中での作業量に比例した著作権という、客観的なものが必要だと思っております。」(No11、46歳、男性、職歴20年)

②-1-3

「著作権があって欲しいと思う。自分が出演している10年ほど前の番組が、何らのお知らせもなしに再放送されていることが有るらしく、肖像権も著作権もないのが不思議。」

登場人物ありきのドキュメンタリーならともかく、その番組のために演出法やCG構成など作ったものがあるのなら、著作権は発生してほしいと思う。」(No15、36歳、女性、職歴11年)

②-1-4

「現場を切り取るのはディレクター。責任が多い割には報われない仕事。著作権があってもいいのでは。」(No17、56歳、男性、職歴32年)

②-1-5

「番組にもよりますが、ディレクターの発想と演出によって番組の出来、不出来が決まり、視聴率にまで影響すると思います。ただ、放送局の管理のもとにあり、放送できるものには限界があるので、ディレクターの表現できる範囲は限られると思います。出版・音楽業界のように、結果に応じて報酬が得られることを望みます。」(No19、44歳、男性、職歴22年)

②-1-6

「この質問は映画などにおける原始的帰属の事ですか？制作された番組単体の権利の事なのか？TVディレクターに著作権が存在しないという考え方は理解が出来ません。」(No22、38歳、男性、職歴21年)

②-1-7

「知的所有権をどうにかこうにか勝ち取った、映画監督に準じます。」(No24、58歳、男性、職歴35年)

②-1-8

「テレビ番組にもいろいろあるので、課題はたくさんあると思う。クイズ番組や歌番組、バラエティー番組に著作権が付くかどうかなど、一言でTVディレクターといっても一括りで片づけられないと思われる。」(No25、53歳、男性、職歴28年)

②-1-9

「企画段階から向き合い演出し表現していくことを考えれば、著作権はあると考えます。」(No26、48歳、男性、職歴25年)

②-1-10

「本来はあるべきだと思うが現実はない。ディレクターが仮ナレーションを書き、それを改悪して送り返してくるだけの構成作家の日本語の間違いを直しながら『こいつらに著作権があり2次使用の際には金が出るのに、構成考え、取材交渉し、撮影し、編集し、出演者に嫌な思いして仮ナレ原書いた自分たちに1円も入らないのは納得いかない』と思っている」(No27、48歳、男性、職歴25年)

②-1-11

「程度の差はあるが、テレビ番組は結局、演出・ディレクターの頭の中のイメージの具現化でしかない。」(No28、43歳、男性、職歴18年)

②-1-12

「番組を面白くするのも、つまらなくするのもディレクターだと思います。全体責任はプロデューサーであっても、事実上の

作品をつくるのはディレクターです。」(No 29、49歳、男性、職歴28年)

②-1-13

「本来、制作物全てにおいて発生する権利だと思う。しかし残念ながら映画業界でも監督に著作権はないですね。ベルヌ条約の趣旨に反していると思います。個人的にはディレクターだけではなく、作家やカメラマンなど全て関わる人にあると思う。※ただし、担当するセクションによって%は違うと思います。」(No30、36歳、男性、職歴11年)

②-1-14

「ディレクター個人にというのは、関わり方にもよると思うが、少なくとも制作会社にはあると思う。」(No31、36歳、男性、職歴12年)

②-1-15

「あるべき、と思う。」(No33、48歳、男性、職歴24年)

②-1-16

「映画、写真、絵画等の視覚表現のものには当然のように存在するのにテレビだけが明確化されていないのが理解できません。お陰でディレクターのギャラも「予算を抑える」対象にされてしまうなど、全く知的存在として認められない結果になっているように思われます。」(No34、47歳、男性、職歴24年)

②-1-17

「ディレクターには著作権はあると思う。制作会社が著作業務を取扱えるようになればいいと思う。」(No38、29歳、女性、職歴3年)

②-1-18

「取材対象との関係性を作り、技量によって撮れたり撮れなかったりするのだから、ある種の権利は確保されるべき。」(No40、

55歳、女性、職歴31年)

②-1-19

「今の時代、ネットなどでは何のトレーニングもしていない人間が映像やコラムを発信する時代。個人的にはテレビや映画はきちんとしたトレーニングを受けそれなりの知識と経験を持った人間が制作するものだと思っている。テレビ番組の画一化が目立つ時代、キチンとディレクターには著作権とそれによる配当を与える事で、より意欲的にクリエイティブなもの作りを目指すようにする。」(No43、42歳、男性、職歴16年)

②-1-20

「テレビ以外の制作物には必ず製作者の著作権があるのに(映画・出版・楽曲など)テレビ制作における監督の立場のディレクターに著作権がないのはおかしいと思います。」(No46、54歳、男性、職歴32年)

②-2「どちらとも言えない」と考えるディレクターの見解

②-2-1

「これに関しては考えたこともなかった。少し考えてみようと思います。これは難しい質問ですね...。」(No2、30歳、男性、職歴8年)

②-2-2

「企画から始めた人は、D¹³にかかわらず、著作権があるはずであると思います。しかし、ある段階から業務として参加したDについては、その限りではないと思います。」(No3、45歳、男性、職歴20年)

②-2-3

「演出の仕事でも、かかわり方にいろいろあるので、一概にTVディレクターの仕事すべてに著作権があるとは思えない。ケースバイケース。」(No6、40歳、女性、職

¹³ D はディレクターを意味する業界用語

歴16年)

②-2-4

「あればいいと思うけれども、著作権のために仕事をしているわけではないので、職人としてまともでありたい。でも映画監督の著作権が奪われた過程を知ると、腹立たしくなるので、権利は主張する立場をとっていきたい。」(No10、49歳、男性、職歴25年)

②-2-5

「著作権は、制作費のリスクを負った組織に属しているものだと思うが、その組織の中でのポジションによって、著作権の配分を得れば良いのでは？もちろん番組の種類によるとは思います。」(No16、40歳、男性、職歴17年)

②-2-6

「本来あるべきなのだろうが、現実的には存在していない。」(No20、50歳、男性、職歴27年)

②-2-7

「多くの番組が複数のディレクターによる共作であり、現実問題として著作権を保有することは難しいのでは」(No21、48歳、男性、職歴48年)

②-2-8

「著作権があるにこしたことはないが、映像借用する場合、制作した演出家が貸与先に対し、好き嫌いで使用許可を判断することもありうるし、実際、一部著作権を与えられた映像プロダクションに、そうした判断を乱用された経験あり。テレビ局なり、統括機関が判断する方が良いと思う。個人やプロダクションの判断に任せるべきではないと思う。」(No36、44歳、男性、職歴21年)

②-2-9

「被写体に頼って制作するドキュメンタリーにおいて、被写体に比べ制作者の権利がどれほどのものなのか図りかねます。し

かし、ドラマなど、ゼロから生み出す番組では著作権は当然あるべきだと思います。」(No41、56歳、女性、職歴30年)

②-2-10

「特にNHKの演出委託の場合、制作会社の著作権も主張できないことが多いです。自然ドキュメントなど、撮影するのにノウハウなど必要な貴重な映像には、著作権を主張出来たら良いと思います。但し、フリーや会社員の場合、その後、所属が変わった場合など、厳密には難しい部分もあると思います。」(No42、49歳、女性、職歴27年)

②-2-11

「作品に情熱を注いでいるディレクターとすれば当然、著作権はあってしかるべきだが、現実には、テレビ番組の制作過程を見る限り、ディレクターに著作権をあげるのは難しいと思う。取材だけのディレクターも多いし、複数のディレクターが一緒に作ることも多い。ディレクターが取材して編集したものを、プロデューサーが大幅に直すケースも多い。誰に何%の著作権を与えるのか、判断がつかないケースがほとんどだと考える。」(No44、無回答)

②-3「著作権はない」と考えるディレクターの見解

②-3-1

「30年近く前にタキオンを中心とした大手制作会社が集まり、著作権をテレビ局から獲得する事を目的とした組織「チーム10」を作ったが、結局実現しなかったその議論はその時に終わったと考えている」(No4、61歳、男性、職歴35年)

②-3-2

「通常制作形態では、発生しないと考えます。ディレクター発意で資金も出している制作の場合は、発生すると考えます。」(No7、46歳、女性、職歴15年)

②-3-3

「演出は自分が見て聞いて経験してきたことが源となります。今まで著作権を意識したことはありません。」(No8、47歳、男性、職歴25年)

②-3-4

「テレビ番組は、局のプロデューサーの権限が強く、ディレクターの力が弱い。映画とは違うと思うので、著作はないと考えている。」(No13、36歳、女性、職歴14年)

②-3-5

「著作権が発生すると、映像の二次使用やパロディなどに制約が出てきそうでそれこそできることが減りそうな気がしますし、今まで著作権が何でないだろうと考えたこともありませんでした。」(No48、33歳、女性、職歴10年)

②-3-6

「個人で制作するものではないから。」(No50、47歳、男性、職歴23年)

②-3-7

「すべて過去の著作物によって構成されているので、自分のものも著作権なんて存在しないと思います」(No5、32歳、女性、職歴10年)

5. 調査結果と考察

著作権があるとした人が46%。どちらとも言えないとした人が38%。著作権はないとした人は16%という結果であった。

著作権があるとした人のほとんどの見解から著作権があることが当然とする意識が強いことがわかった。なかでも、「ディレクターの発想と演出によって番組の出来、不出来が決まり、視聴率にまで影響すると思います。……」(②-1-5)、「……ディレクターが仮ナレーションを書き、それを改悪して送り返してくるだけの構成作家の日本語の間違いを直しながら「こいつらに著作権があり2次使用の際には金が出るのに、構成考え、取材交渉し、撮影し、編集し、出演者に嫌な思いして仮ナレ原書いた自分

たちに1円も入らないのは納得いかない」と思っている」(②-1-10)、「……テレビ番組は結局、演出・ディレクターの頭の中のイメージの具現化でしかない。」(②-1-11)等の見解から表現することへの矜持と共に、著作権がないことに憤りや矛盾を感じていることがうかがえた。

一方、どちらとも言えないとした人のうち、「企画から始めた人は、Dにかかわらず、著作権があるはずであると思います。……」(②-2-2)、「……権利は主張する立場をとっていききたい。」(②-2-4)、「本来あるべきなのだろうが、現実的には存在していない。」(②-2-6)、「……ゼロから生み出す番組では著作権は当然あるべきだと思います。」(②-2-9)等、本来はディレクターに著作権はあると考えている人は多いことがうかがえる。また、「多くの番組が複数のディレクターによる共作であり、現実問題として著作権を保有することは難しいのでは」(②-2-7)のように財産権としての著作権を単独でとらえているケースは、これを分割、共有するという考え方を取り入れれば、ディレクターに著作権があるとする側に近いと考える。この結果を総合的に推測すれば、おそらくディレクターの7割程度は、人としてのディレクターに著作権があるととらえていると考えられる。

6. おわりに

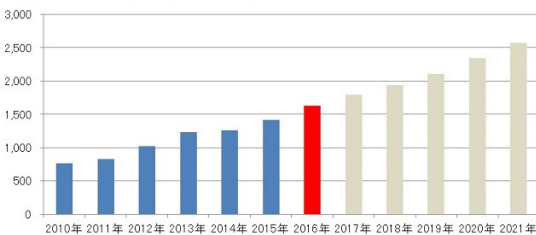
6-1. 放送コンテンツ流通の課題と展望

今、テレビ業界は、放送のデジタル化と相まって、これまでに経験したことのない多メディア、多チャンネル化のなかにある。この多メディア、多チャンネル化の要件となるのが、ここで提供されるコンテンツの担保である。このような状況のなかで、テレビ番組という膨大なコンテンツを擁する放送事業者は、映像コンテンツの宝庫として注目されている。このような背景を受けて、テレビ番組をコンテンツとする広大な市

場が生まれつつあるのは自然の流れであろう。

先述したように、動画配信市場は、この10年間で四倍弱と急拡大してきた。一般財団法人デジタルコンテンツ協会が推測する直近の動画配信市場の規模（2016年）は、1,630億円。これが5年後の2021年には2570億円まで伸長すると予想している。今、様々なプラットフォームが登場する一方で、多くのプラットフォームでは提供する映像コンテンツが恒常的に不足している。このような現状を受けて、放送コンテンツの促進が渴望されることは必然の帰結と言えよう。

動画配信（VOD）市場規模推計（単位：億円）



一般財団法人 デジタルコンテンツ協会

これまでテレビ番組の制作・流通は、地上放送事業者、いわゆるテレビ局が一元的に管理・運用してきたが、Netflix（ネットフリックス）に代表される外資など多種多様な資本が参入し、メディア環境が大きく変化するなかで、新しい変化は、放送業界が長年にわたってビジネスのベースとしてきた、テレビ局と番組制作会社との「発注-受注」の関係の見直しを迫らずにはおかないであろう。

すでに、日本のテレビ番組制作においては、実務としての制作はテレビ局ではなく番組制作会社がその多くを担っている。プリプロダクションからポストプロダクションまで番組制作会社が独自で取り組み、完パケ（完全パッケージ）

のテープをテレビ局の放送実施セクション（マスター）に納品し、それがそのまま放送されるのであれば、その著作権は、先述したATPだけでなく、番組制作会社にあるとするのが合理的な考え方である。

多種多様なメディアが誕生し、グローバルかつ多様な資本が参入するなかで、放送コンテンツの実質的な担い手となった番組制作会社と新しい資本との出会いは、従来テレビ局と番組制作会社との関係を変えずにはおかない。これに伴い、財産権としての著作権のありかたも変化するであろう。

6-2 ディレクターの権利の現状と展望

テレビ番組の制作現場には多くの職能が集う。ディレクターやプロデューサーを核にした制作部門。大道具、小道具、衣装等に関する美術部門。番組制作に必要なカメラ、音声、照明、VTR、スタジオ、中継車等の業務に携わる技術部門。そして編集やMA（マルチオーディオ）等を担当するポスト・プロダクション部門等。多種多様なプロフェッショナルによってテレビ番組は作られている。それぞれが重要であり、それぞれの職能の創意工夫が込められたのがテレビ番組である。これらの職能の中に、原作者、脚本家、作詞家、作曲家、実演家（出演者）等、番組ジャンルによって異なるが、著作権法上で認められた権利をもつ者たちがいる一方で、テレビ番組を「著作」するディレクターには著作に関連した権利がないのである。

テレビ番組は、当初の放送以外に二次利用（再利用）される場合がある。二次利用の形態は、「再放送への利用」、「ビデオ化（DVD、ブルーレイディスク、CD-ROM等を含む）」、「番組素材やフォーマット等のコンテンツの利用」、「他のテレビ局への番組販売」、「海外への番組販売」等が考えられるが、先述したように、現在、注目されているのが「インターネットによ

る配信」である。こうした二次利用を行う際には、テレビ番組自体の著作権を有する者（放送事業者や番組制作会社）のほか、著作権法上で認められた権利を有する者からも二次利用に関する許諾を得る必要がある。しかし、権利をもたないディレクターは、自分の作品（番組）であるにも関わらず、二次利用の際に許諾を求められることがないのである。

ただし、現行の著作権法そのものにディレクターの「著作」への理解を感じることができる。それは、『2-1 映像コンテンツを「著作」することとは』で触れた著作人格権（第20条）の同一性保持権についてである。「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。」（第20条1.）とある。この同一性保持権は著作物の自己の著作物に対する「こだわり」、「愛着」、「芸術的・学問的良心」という主観的な利益を保護していると言える。テレビ番組の演出におけるディレクターの「こだわり」について、法人著作をもつ放送事業者と、「著作」を行うディレクターとの間で意思疎通を行うことは順法性の観点からも重要であると言えよう。

テレビ番組制作には、テレビ局の編成部門を頂点とする構造的なヒエラルキーが存在し、番組制作上の最終決定権者としてのテレビ局社員あるいは職員（NHK）のプロデューサーがいるが、テレビ番組の制作現場で、具体的な番組作りを進行していく指揮官的な役割を担っているのがディレクターである。¹⁴ 多くの場合、ディレクターは制作過程の最初から最後まで関与し、面白いかどうかという表現上の価値基準においてのテレビ番組の成功のカギを握るキーマンとも言える存在なのである。

テレビ番組を面白くするのもつまらなくするのも現場で製作を主導するディレクターの演出

に負うところが大きいのは事実である。放送コンテンツの流通を促進したいのであれば、コンテンツ制作の現場で苦労を重ねて「著作」に取り組むディレクターの表現者としての権利を再考することが必要不可欠であると考えられる。もちろんディレクターだけでなく、テレビ番組制作に関わる職能のなかで、創意や表現の観点から、その貢献度に応じた著作に関わる権利の配分について考察することも今後の課題だと言えよう。

謝辞

本研究は文教大学大学院情報学研究科と同大学院言語文化研究所の支援を受けたものです。調査に御協力いただいたテレビディレクターの皆様、データの集計やグラフの作成に取り組んだ文教大学情報学部メディア表現学科竹林紀雄ゼミナール11期生、ご支援をいただいた多くの皆様に感謝申し上げます。

引用文献

- ・公正取引委員会編『テレビ番組制作の取引に関する実態調査報告書』平成27年7月29日版
- ・中山信弘『著作権法』、有斐閣（2007）
- ・日本映画監督協会80周年記念協会史編集委員会『日本映画監督協会の1986～2016』、協同組合日本映画監督協会（2017）
- ・竹内冬郎『【シリーズ】放送番組の流通 著作権をめぐる疑問を解く』NHK放送文化研究所「放送研究と調査」NOVEMBER 2005
- ・竹内冬郎『【シリーズ】放送番組の流通 著作権をめぐる疑問を解く第二回権利処理を簡単にできないか？』NHK放送文化研究所「放送研究と調査」DECEMBER 2005

¹⁴ ディレクターの中にも、多くの制作スタッフを指揮する立場の総合演出やチーフディレクターから、番組内の取材VTRなど一部分を担当する取材ディレクターなど演出体制のなかにもヒエラルキー構造がある

【参考資料】「調査対象者の属性一覧」

番号	年齢	性別	キャリア	所属	現在の担当
1	37歳	女性	14年	民放キー局関連会社／正社員	チーフD
2	30歳	男性	8年	民放キー局関連会社／正社員	チーフD
3	45歳	男性	20年	制作会社／経営者	P & D
4	61歳	男性	35年	フリーランス	チーフD
5	32歳	女性	10年	制作会社／正社員	P
6	40歳	女性	16年	制作会社／契約社員	P
7	46歳	女性	15年	制作会社／契約社員	P
8	47歳	男性	25年	民放キー局関連会社／正社員	P & D
9	45歳	男性	23年	民放キー局関連会社／正社員	チーフD、P & D
10	49歳	男性	25年	制作会社／経営者	チーフD
11	46歳	男性	20年	制作会社／正社員	チーフD
12	33歳	男性	10年	制作会社／正社員	取材D
13	36歳	女性	14年	制作会社／正社員	取材D
14	48歳	男性	26年	制作会社／経営者	チーフD
15	36歳	女性	11年	制作会社／正社員	チーフD、取材D
16	40歳	男性	17年	制作会社／経営者	チーフD、P & D
17	56歳	男性	32年	フリーランス	取材D
18	33歳	男性	5年	制作会社／正社員	取材D
19	44歳	男性	22年	フリーランス	チーフD
20	50歳	男性	27年	民放キー局／正社員	P & D
21	48歳	男性	48年	民放キー局関連会社／正社員	P
22	38歳	男性	17年	フリーランス	チーフD、取材D
23	58歳	女性	26年	制作会社／契約社員	P & D
24	58歳	男性	35年	民放キー局関連会社／正社員	P & D
25	53歳	男性	28年	制作会社／経営者	チーフD、P & D
26	48歳	男性	25年	新聞社系制作会社／正社員	チーフD
27	48歳	男性	25年	民放キー局関連会社／正社員	P
28	43歳	男性	18年	民放キー局／正社員	P
29	49歳	男性	28年	制作会社／正社員	P
30	36歳	男性	11年	フリーランス	チーフD、取材D
31	36歳	男性	12年	民放キー局関連会社／正社員	取材D
32	43歳	男性	20年	制作会社／正社員	P & D

33	48歳	男性	24年	民放キー局／正社員	P & D
34	47歳	男性	24年	制作会社／経営者	チーフD
35	44歳	男性	25年	制作会社／正社員	P
36	44歳	男性	21年	フリーランス	チーフD
37	44歳	男性	25年	制作会社／正社員	P
38	29歳	女性	3年	制作会社／契約社員	D
39	40歳	女性	17年	制作会社／契約社員	P
40	55歳	女性	31年	制作会社／経営者	P
41	56歳	女性	30年	制作会社／契約社員	チーフD、取材D
42	49歳	女性	27年	制作会社／契約社員	P
43	42歳	男性	16年	民放キー局関連会社／正社員	チーフD、取材D、P
44	不明	不明	不明	民放キー局／正社員	P & D
45	46歳	男性	24年	制作会社／正社員	P
46	54歳	男性	32年	制作会社／経営者	P
47	30歳	女性	10年	制作会社／正社員	取材D
48	33歳	女性	10年	制作会社／正社員	P & D
49	37歳	男性	14年	フリーランス	D
50	47歳	男性	23年	制作会社／正社員	P & D

※代表取締役を含む取締役を経営者とした。P = プロデューサー、D = ディレクター。